



国総環り第121号
平成26年3月17日

株式会社 小松製作所
代表取締役社長 大橋 徹二 殿

国土交通大臣



低騒音型建設機械の指定について

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成九年建設省告示第千五百三十六号）第二条第一項の規定により、別表に掲げる建設機械を低騒音型建設機械に指定する。

別表(超低音型建設機械)

指定番号	機種	型式	諸	元	申請社名	備考
5317	ブルドーザー	D37PXI-23	7 t		(株)小松製作所	
5318	バックホウ	HB205LC-2	山積容量 0.8 m3	平積容量 0.6 m3	(株)小松製作所	○
5319	トラクター・ショベル	WA100-7Y	車両総重量 8 t		(株)小松製作所	
5320	発電機	EG100BS-1	定格容量 100 kVA	/ 60 Hz	(株)小松製作所	○

※備考欄に『○』の印があるものについては、超低音型建設機械の標識(ラベル)を表示することができる。

○農林水産省告示第七百八十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年三月二十九日
農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 岐阜県加茂郡八百津町野上字横ヶ洞二八一の一の二から二八一の一の一五まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 主伐は、択伐による。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第七百八十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年三月二十九日
農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 岐阜県養老郡養老町柏尾字表山三二二の八から三二二の八四まで、三二二の九八から三二二の一〇〇まで、三二二の一〇三から三二二の一〇七まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第七百九十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年三月二十九日
農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 岐阜県加茂郡八百津町野上字深山二二八、二二八九、二二九一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第七百九十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年三月二十九日
農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 岐阜県加茂郡八百津町野上字寺洞三三〇の八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第七百九十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年三月二十九日
農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 岐阜県郡上市大和町大間見字元夕川五〇の一・五五一の四・五五一の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五五一の二
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 主伐は、択伐による。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第七百九十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年三月二十九日
農林水産大臣 林 芳正

- 一 保安林の所在場所 福島県白河市・西白河郡西郷村（以上一市一村国行林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
白河市・西白河郡西郷村（以上一市一村）について次の図に示す部分に限る。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○国土交通省告示第十七号
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十二月二十五日次のおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十五年三月二十九日
農林水産大臣 林 芳正

型式	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV-1098	キヤタビラー 907	V3307-D1-1	キヤタビラー・シヤナ、株式会社	茨城県水戸市宮内区川原田10番1号
H2	キヤタビラー 907	T-KDN	株式会社	千葉県千葉市中央区川崎町10番1号

経済産業大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣 石原 伸晃

型式届出番号 車名及び型式	特定特殊自動車の 型式	届出事業者の氏名 又は名称	届出事業者の住所
NV2-53	コヤツ P C 245	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂一丁目 三番六号
NV2-54	コヤツ O D 121	"	"
NV2-55	コヤツ O D 122	"	"

経済産業省
国土交通省告示第十九号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年一月九日次のおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣 石原 伸晃

型式届出番号 車名及び型式	特定特殊自動車の 型式	届出事業者の氏名 又は名称	届出事業者の住所
NV2-56	コヤツコ J C 35	コヤツコレーン株式会社	東京都品川区東五反田 二丁目17番1号

経済産業省
国土交通省告示第二十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年一月十日次のおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣 石原 伸晃

型式届出番号 車名及び型式	特定特殊自動車の 型式	届出事業者の氏名 又は名称	届出事業者の住所
NV-1099	H A T S U T A G V 1505-E D M	初田拡機株式会社	大阪府大阪市西淀川区 十舟1丁目5番58号

経済産業省
国土交通省告示第二十一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年二月十五日次のおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年三月二十九日

承認番号 車名及び型式	特定特殊自動車の 型式	承認事業者の氏名又は 名称	承認事業者の住所
NS2-32	メツゾオ・ミネラ ルス S T 38-1	宇都テクノエンジ株式会社	山口県宇都市大字小作字中の山1980番地 1丁1

国土交通省告示第二百八十六号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三
十四条の規定に基づき、作業規程の準則（平成二
十年国土交通省告示第四百十三号）の一部を改正
したので、その関係書類は、国土交通省国土地
理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置つて閲
覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通省告示第二百八十七号

次の信号符点を点附したので、船舶法施行細則
（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条の
規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

信号符点	船名	船名	取酒年月日
7 J N J 141796	沖島丸	沖島丸	平成 25. 2. 26
J D 3423 141777	たかたぎ	たかたぎ	25. 2. 8
J D 3427 141782	田丸	田丸	25. 2. 14
J D 3431 141792	みやこどり	みやこどり	25. 2. 8
J D 3435 141799	りゅうせい	りゅうせい	25. 2. 6
J D 3439 141805	第三十八坂平丸	第三十八坂平丸	25. 2. 18
J D 3443 141810	たんば丸	たんば丸	25. 2. 1
J D 3461 141833	ロイヤルII	ロイヤルII	25. 2. 19
J D 3463 141839	第十二大丸丸	第十二大丸丸	25. 2. 15
J D 3465 141837	第二三蒸丸	第二三蒸丸	25. 2. 12
J D 3466 141843	きよらむ丸	きよらむ丸	25. 2. 22
J D 3470 141847	米興丸	米興丸	25. 2. 18
J D 3472 141849	旭洋丸	旭洋丸	25. 2. 1
J D 3473 141850	わんだーなると	わんだーなると	25. 2. 14
J D 3481 141867	御座丸	御座丸	25. 2. 18
J D 3485 141872	第七長連丸	第七長連丸	25. 2. 21
J D 3490 141882	新市川丸	新市川丸	25. 2. 21

国土交通省告示第二百八十八号
次の信号符点を取り消したので、船舶法施行細
則（明治三十二年通信省令第二十四号）第十九条
の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

信号符点	船名	船名	取酒年月日
7 J T X 141392	C A P E A W O	C A P E A W O	平成 25. 2. 28
J D J O 124396	第十一正福丸	第十一正福丸	25. 2. 5
J P A Z 133388	矢作丸	矢作丸	25. 2. 4

国土交通省告示第二百八十九号
次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施
行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）第四
十一条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

証書番号	証書の 日付	船名	船名
A02111618	14. 10. 23	132244	第五十一八重丸

国土交通省告示第二百九十号
動力車操縦者養成所に関する省令（昭和三十
一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定
に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一
部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

改正する告示
動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五
年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改
正する。

表養成所名の項中「大阪市交通局職員部教習セ
ンター」を「大阪市交通局鉄道事業本部運輸部教
習センター」に改める。